

秋田県性風俗関連特殊営業の青少年による利用の防止に関する条例施行規則

平成14年2月19日  
公安委員会規則第2号

改正 平成24年7月公安委員会規則第7号

秋田県性風俗関連特殊営業の青少年による利用の防止に関する条例施行規則を次のように定める。

秋田県性風俗関連特殊営業の青少年による利用の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田県性風俗関連特殊営業の青少年による利用の防止に関する条例（平成13年秋田県条例第73号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用カード等の販売教示の開始の届出)

第2条 条例第6条第1項の規定による利用カード等の販売教示の開始の届出は、利用カード等販売教示開始届出書（様式第1号）によらなければならない。

2 条例第6条第1項第5号の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 利用カード等の販売教示を業として行おうとする者（以下この条において「届出者」という。）の電話番号

(2) 利用カード等の販売教示する場所（以下「販売所」という。）の電話番号

(3) 利用カード等の販売教示の方法

(4) 自動販売機等により利用カード等の販売教示する場合にあっては、当該自動販売機等の形式、製造番号及び青少年利用防止措置

(5) 販売所における業務の実施を統括管理する者の氏名、住所及び電話番号

(6) 届出者が法人である場合にあっては、その代表者の住所及び電話番号

3 第1項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 届出者が個人である場合にあっては、その住民票の写し（本籍、国籍等が記載されているものに限る。）

(2) 届出者が法人である場合にあっては、その定款及び登記簿の謄本並びにその代表者に係る前号に掲げる書類

(3) 販売所における業務の実施を統括管理する者に係る第1号に掲げる書類

(4) 販売所の平面図及び販売所付近の見取図

(利用カード等の販売教示の廃止の届出)

第3条 条例第6条第2項の規定による利用カード等の販売教示の廃止の届出は、利用カード等販売教示廃止届出書（様式第2号）によらなければならない。

(利用カード等の販売教示の変更の届出)

第4条 条例第6条第2項の規定による届出事項の変更の届出は、利用カード等販売教示届出事項変更届出書（様式第3号）によらなければならない。

2 前項の届出書には、第2条第3項各号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類を添付しなければならない。

(届出書の提出)

第5条 条例及びこの規則の規定により公安委員会に提出する届出書は正副2通とし、販売所の所在地を管轄する警察署長を経由して提出しなければならない。ただし、二以上の販売所に係る届出書を同時に提出する場合は、これらの販売所のいずれかの所在地を管轄する警察署長を経由して提出すれば足りる。

2 前項ただし書の規定により届出書を提出する場合は、これらの届出書に添付しなければならないこととされる書類のうち同じ内容のものについては、1部をこれらの届出書のいずれかに添付すれば足りる。

(立入検査員証)

第6条 条例第12条第2項の証明書は、立入検査員証（様式第4号）によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(秋田県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例施行規則の廃止)

2 秋田県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例施行規則（平成9年秋田県公安委員会規則第1号）は、廃止する。

附 則（平成24年7月6日公安委員会規則第7号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

様式第1号

利用カード等販売教示開始届出書（第2条関係）

様式第2号

利用カード等販売教示廃止届出書（第3条関係）

様式第3号

利用カード等販売教示届出事項変更届出書（第4条関係）

様式第4号

立入検査員証（第6条関係）